食安輸発0709第1号 平成25年7月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (台湾産養殖鰻のフェニトロチオン、ナイジェリア産ごまの種子のクロルピリホス、 スペイン産非加熱食肉製品のリステリア菌、フランス産レンズ豆のピペロニルブト キシド及びイタリア産ラディッシュのボスカリド)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け 食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年7月3日付け食安輸発0703第1号)に基 づき実施しているところです。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から台湾産養殖鰻のフェニトロチオンの項を削除し、同通知の別表第3からナイジェリア産ごまの種子のクロルピリホスの項を削除し、また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からスペイン産非加熱食肉製品のリステリア菌の項、同通知の別表第3からフランス産レンズ豆のピペロニルブトキシドの項、同通知の別表第2及び別表第3からイタリア産ラディッシュのボスカリドの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。